

第3回推進会議の意見及び対応一覧

該当項目	意見No	委員意見	対応等
第2部 基本的な考え方	1	教育・啓発の基本的な方策の(1)で、地域や職場などで影響力を持つ人となっている。経営者や管理職とか立場が上の人、キーパーソンになる方々に、意識を持ってもらうということだが、現場の人が上司に、「それっておかしいですね」という、現場の人、下の立場の方が意識が高いということも実際あるので、上からトップダウン的に人権という、だから上の人を指導するというふうな構図でなく、一人一人に研修とか啓発・教育は、大事ではと思う。そういう点で見れば、「市の職員」、「職員」は結構出てくるが、イメージするのは、「正職の人」で、でも市民と実際に触れてるのは、「指定管理の職員」だったり、「施設の直接の人」で、本当に教育とか啓発とか必要なのは「指定管理の職員」だったりするのではないかなと思う。市の職員に、指定管理の職員が入るのなら、括弧書きで、施設の指定管理の職員も含むなど書くといいのかなと思う。	変更なし (理由) 役職問わず全職員へ研修を行うことについて、教育・啓発の方策(4)に同趣旨の記載をしています。 なお、指定管理者の職員は、市の職員に含まれません。ただし、ご指摘のとおり、公の施設の管理者として市民に接するため、市の方針に一定準拠するよう求めるなど可能な対応について、今後の取組の中で関係課と検討していきます。
	2	キーパーソンになる人もいますみたいなところも含めて、市役所の職場の中では、管理職がグループに、グループがその下にと啓発できると思うが、地域、団体になると、やはり啓発を広げるのは難しいと思う。何が必要かと言うと、やはり市職員のコーディネート力だと思う。それを繋いだり、連携したり、一緒にと意識を高めてもらうとか、あちこちで言われていることだ。市職員のコーディネート力が必要だとか重要だとか、そんなことが入ればいいのかな。どこにどう入れてとかでない、ふわっとした意見だが。	変更なし (理由) 連携については、第2部の6 推進体制中の、関係機関や市民等との連携・協働の項目に含まれます。連携等はコーディネート力だけではないので、コーディネート力のみ特記するのは難しいと思われます。地域や団体での主体的な学習の促進には、職員のコーディネート力以外に様々な要因が影響するため、今後も引き続き、実務上の検討課題として取り組んでいきます。
	3	市職員のコーディネート力について、私も以前からずっとそう思っていた。なかなか地域の中、社会の中で、学習が進まない、研修ができていない。やっぱり市職員の積極的なコーディネート力がないんじゃないか。もう少し、自治会なり、いろんなところへ積極的に働きかける必要がある。DVDだけでもいいし、何でも講師を派遣しますよなど、もっと積極的に研修をしてもらうよう働きかけるのもコーディネート力だと思う。もっと積極的に学習してもらうようにしていただけないかなと思うが、何かすごく進まないの、どこで研修しているんだろうと思うこともある。人権三法の周知なども、なかなかできてないのね。地域の中で研修していただく良い課題だと思う。もっと市の方が積極的に、あちこち出かけて研修をやっていただけたらなと思う。	
	4	人権の定義の参考部分で、日本国憲法の11条が記載されていて、国民はすべての基本的人権の享有を、つまり国民はとなっている。私たち外国人は、国民ではない。次の憲法97条で日本国民に保障する基本的人権は、日本国民でなかったら基本的人権は保障されないのか、そんなふうに違和感を感じる市民もいるということだ。それで、資料編を見れば、世界人権宣言、日本国憲法、法律という事で、順位的に言うとかやっぱり世界、日本、で日本における法律という順番。だから、どちら側の上位の概念かということになってきたときに、目次の資料編に書かれたようにやっぱり、世界人権宣言があって日本国憲法があって、そういう流れの資料にしてもらえたら、外国人市民も腑に落ちるかなと。世界人権宣言というのは、国民でなくて、すべての人間は、すべての人は、という規定なので、国民の上位概念だから、それをやっぱり先に書いて、もちろん日本国憲法も書いてもらう。先ほども言ったように、違和感を覚える市民も一緒に共生しているというような意識も持ってもらうことも人権では大事な。だから、やっぱり世界人権宣言があって、その後に日本国憲法に準じていった方が、より妥当というか普遍的かと思った。	一部追記 (理由) 定義部分は案どおりとし、意を踏まえ、第1部の2 現状と課題の冒頭に、世界人権宣言の意義を記載しました。 第2部の人権の定義中では、全ての人にあるものであることを強調するため、意図的に、「人間」、「世界中の全ての人々」、「全ての人」などと表現しており、人権の定義として国民に限定する誤解を招くものではないと考えます。日本国憲法は、参考記載であり、内容的に関連のある部分を示して記載しています。

該当 項目	意見 No	委員意見	対応等
	5	<p>人権教育の推進のあたりに、教職員の研修の重要性というようなことがうたわれている。教育ということ考えたときに、家庭の環境が非常に大きい。同和対策事業を進められた初期の頃は、市民の意識調査などすると、自分がいつ部落問題に出会ったのかという質問に対して、10代、小学校から中学ぐらいに、身近な大人、親から偏見を植え付けられて、そしてそれを自分で育ててきたという、そんな結果が出ていた。時代を超えて、最近でもそういう傾向がある。そういう中で、この方針は家庭教育の大事さをうたってくれている。</p> <p>ただこれは啓発施策や教育の指針だから、それを具体的に進めていくのはやはり教職員や市職員だと思うので、教職員・市職員の認識が非常に大事ではないかということ先ほどの委員も言っているのだと思う。ただ、これは指針なので、どういう研修を進めるとか、そこまで突っ込んで書く必要はないと思うが、何かこう、研修のあり方について示唆を与えるような内容があってもよいかと思う。もし入れるとすれば、冒頭で話をさせてもらったように、被差別の立場に立つというか、寄り添って、教育課題あるいは啓発課題などを見つけていくスタイルというか、同和教育が一番基本にしてきた大事な形ですね。差別の実態に深く学ぶ、そこに教育課題をみつけていく、ですから教員の研修も、市職員の研修もやっぱりそういう手法は基本的には大事だと思うので、どこかで、そういう方向性なんかも示されればいいんじゃないかなということを感じた。</p> <p>基本方針が、ここに出てきた意見をだいぶ反映していただいているのはありがたいと思う。さっきも話があった複合的な人権課題への対応というのも、この会議で再三提言してきたことが、きちんとかう反映されている。命の大切さの実感、自尊感情の育成で、同和教育、人権教育を進めて行く上で一番大きな基本、大元だという話、そういうこともきちんとこう反映しているし、いろんなところで、私たちの意見もくみ取っていただいているが、今言った研修のあり方について、もう少し入れてもらえたら。</p> <p>人権推進のキーパーソンの重要性は、今まであまり言われてなかった新しい視点だと思う。地域の非常に影響力ある人たちが、人権意識を高く持ってもらうことが、それこそ人権が大切にされるまちづくりに繋がっていると思う。職場においては、やはり職員のいじめの問題とかいろいろあっても、上司たる人が高い認識を持っておれば、そういう問題についての解決も早いのではないかなと思う。</p>	<p>研修のあり方の示唆について、人権教育・啓発の基本的な方策の(1)(4)職員の人権意識・知識の更なる向上に、一部追記</p>

該当 項目	意見 No	委員意見	対応等
	6	<p>人権擁護に関する基本的方策について、人権擁護委員は人権思想そのものを市民に普及すると同時に、市民の人権相談、もちろん法務局と連携しているが、なかなか相談者が集まりにくいという課題がある。方針にもいろいろ書いていただいている。地域で、人権相談を、おるかの会の方たちが進めてくれていて、私はあそこに大きなヒントがあるんじゃないかなと思って、やはり、人権の相談は本当に人間関係信頼関係がなければなかなか突っ込んだ話ができない。そう思うので、何とかその人権相談が、そういうような関係で、場が持てないものかということを常々思っている。</p> <p>一つはよく地域でサロンを開いているが、ああいうアットホームな、お茶を飲みながら出会えるような場で、人権問題が相談できる窓口ができればいいなと。具体的に言えばそういうことを企画運営してる方と、行政あるいは人権擁護委員との連携が、もっともっとうまくいけば、いろんな意味で救える部分もあるんじゃないかなと思ったりする。方針の、居場所づくりと人権相談との連携の促進は、大事な視点を書いていただいている。子ども食堂であったり、そういうサロンだったり、そういうふうなことを経営、運営してるのと、人権の我々はもう少しうまくリンクして行って、内容のある相談というか、救済に繋がるんじゃないかなと思う。</p> <p>また、住んでいる地区とは違うが、自治協議会、ご近所さん会のようなものだが、人権擁護委員として人権部会に入らせてもらっているところがある。他もそういう部会があったらいいのになと思っている。</p>	<p>変更なし</p> <p>(理由) 第2部の人権擁護に関する基本的な方策の(3)居場所づくりと人権相談との連携の号に含まれています。今後、関係課と連携して、居場所づくりとの連携の方策を検討していきます。</p>
	7	<p>18年間人権擁護委員をやっていて、その間いろんな人権相談を受けたが、法務局の人権相談は、できないことが多い。おるかの会がやってる生活相談は家の中まで入り込んだ相談が受けられるが、人権擁護委員はその辺、踏み込めず、なかなか人間関係作っていくような相談ができなかった。1件だけ、その人の生活まで入った人権相談をあり、それは部落問題についてだった。私にその相談を受けても、何とか返答して納得いただけるという自信があった。18年間やってきて1回だけ、人間関係を作ってから、その人の思いに寄り添った相談を受けた。法務局には限界があってそこまでやらせてくれない。私は勝手にやったという感じだった。逐一法務局には相談するが、やっぱりそこまでしないと、なかなか相談を受けられない、上辺だけの相談になってしまって、1回ぐらいの相談で納得してもらえずに帰ってもらう時の虚しさみたいなのは、18年間感じてきました。やっぱり当事者の考えが大事なので、すごく時間をかけてやって、最後は、解決に及ばなかったが、ありがとうございます、これだけしていただけたとは思いませんでしたと、本当に涙流して言っていた。そういう相談をね、何とか人権擁護委員を頑張ってやっていきたいと思うが本当に限界はある。</p>	<p>変更なし</p> <p>(理由) 人権擁護に関する基本的な方策の(1)市民に身近な人権相談に関連しますが、人権擁護委員制度のことであるため。</p>
	8	<p>おるかでする相談は、予約も何もしないで「来て」という電話一本で走る相談。走って行ったら、「このヘルパーさんが来たらず電気が消える、おかしい」と言う話だが、実は本人は認知症で、それでものすごく怒るヘルパーさんもいる。なので、ヘルパーさんと話をして、穏やかな気持ちで帰ってもらう、そういう相談が多い。私は年間で170ぐらいの相談を受けるが、足を運んで一緒に喋ったりする相談が多い。うちに委託してるだけじゃなくて、人権啓発センターとして、自分で相談体制というものを作って、この建物に相談に来る相談業務というものがあると思う。行政で言うなら同和部などがいろんな相談を実践をしていくとかしないとやっぱり一定のところには任すだけだとダメだと思う。もっと人権センターや同和部の方で、また違った相談の件数になると思うが、そこをしっかりとっていただきたいなと思う。</p>	<p>変更なし</p> <p>(理由) 既に人権センター、同和・人権推進課において、窓口対応の中で実施しており、人権擁護に関する基本的な方策の(1)市民に身近な人権相談に含まれます。</p>

該当 項目	意見 No	委員意見	対応等
	9	いじめは大人にもある。方針の項目は国が決める項目通りなんで、女性とか外国人とかテーマ決まっているが、ここに入らないものはどうやってすくい上げるんだろうと思っている。具体的には、障害を持つてゐるわけでもない、外国人でもない、でも職場で、いじめられてゐるような現状であると思う。らしーくで、ここいるカフェのファシリテーター担当してるが、職場のいじめというテーマのときに、自分のことではないけれど、すごくいじめられてゐる人がいるとか、自分がいじめられてゐる、いじめてゐる方は指導してゐるつもりだろうけれども、みたいな声が上がってきて、そういうふうなのは、どこに入るのかなみたいなことを考えた。職員の人権意識みたいなこともあるが、子供のところで、いじめてゐる方は、いろんな環境とか事情はあり、その背景にも目を向けると解決に繋がるかもと他の委員の方も言っていたと思う。それって子供だけではなく、先生同士にもいじめがあるとか伊丹でも聞くことがあるんで、だからそういうふうなものも触れられるような、でもどこに何をどう入れたらいいのかは分からないが。職場のいじめとか大人がいじめとか。大きな項目の中に入るような。少数民族とかそういうのはないんだけど、そういうふうなものが、啓発のところになるのかなと思う。	ハラスメントについて追記 ※ 第3部 身近な人権課題のうち、最後の様々な人権課題の項目中に追記
第3部	10	方針に男女共同参画市民オンブードという言葉が出てきていないが、入れるべきでは。前、ここいろいろのことを入れてと言ったら、入れてくれているので、やはりオンブードも、伊丹が全国に誇る制度なので入れた方が良くと思う。	追記 ※ 第3部 身近な人権課題のうち、女性の人権の項に追記
身近な人権問題の現状と課題	11	障がいのある人の人権について、「障害のある人と地域住民等との交流の促進」とある。よく障害者と健常者の交流と言うが、そもそも交流というのがとってもおかしい。もうこれが出てきた途端に、もうもともとベースの人でわざわざ交流しなきゃいけないって言っているのが、やっぱりおかしい。障害っていうと、どうしても車椅子に乗った人とか出てくると思うんですけど、みんないろいろな障害を持っているので、そんなにパシッと白黒別れたものではないので、こういう表記を出すこと自体が何となく良くないので、この辺から考えていけないのかなとも思う。	修正 ※ 「障害のある人と地域住民等との交流の促進」を「障がいの有無にかかわらず地域での交流の促進」に修正
	12	教職員に対する研修について、年々、正直なところ寂しくなってきたかなというのは実状としてあるかなと思う。伊同教の研究大会等に参加する教職員もだんだんと少なくなってきたのかなとか。現状を見ると、やはり学校の方でも、いろんな人権課題が上がってきている。その対処的なことだけに力が注がれていて、根本的なところが、今まで培ってきたものが、だんだんと薄れているような感じがしてきている。その辺は、教育行政の方から人権をしっかりとやっていく。そこはまた、頑張ってもらいたいというふう思う。 子供の人権の中にも貧困、今いる私の部署で、およそ1年間過ごしてきたが、こんな家庭があるのだからということが非常に見えてきて、子供たちがこういう環境の中で生活していることに憤ったりとか、ここ何とかできないのかなあとか、そういうために行政、非常に力を尽くしているかなとかいうことが見えてきて、子供たちが、本当に自分が具体的にこうしたい、ああしたいということが出来るような、そういった環境をしっかりと整えていってあげられるように、そこにもやっぱり人権的な視点っていうのは非常に大切っていうのは見えてきたかなあと感じている。	変更なし (理由) 第2部の教育・啓発の基本的な方策に含まれます。教職員への研修等については、人権の知識や人権教育の技術を次世代の教職員に引き継げるよう、より効果的な内容・手法等を今後の取組の中で検討していきます。

該当 項目	意見 No	委員意見	対応等
	13	<p>外国人の人権の課題について、たびたび言っているが、外国人が相談できる、人権相談含めていろいろな相談支援、行政サービスが入っているので、ぜひ常設の外国人の支援相談センター、そういうよりどころになるものを、今後10年間を見越した方針なので、ぜひ常設施設の設置または専用の窓口を入れてほしい。高齢者、男女共生、同和問題、障害者の方は、それぞれよりどころのセンターがある。伊丹市の障害福祉センターとか、人権啓発センターも同時にもあったりするんですけど、外国人に対する常設の支援センターはないので、ぜひこういう課題を。相談支援、行政サービスの提供等をきめ細やかなという文言もあるので、ぜひこの機会に、外国人は減ることなしに、日本人のパートナーとして増えていく現状ですので、常設の相談支援センターの設立を念頭においた、そういう文言等も入れていただければありがたい。</p>	<p>変更なし</p> <p>(理由) 外国人相談支援については、常設センターの設置ではなく、国際・平和課を中心に対応しています。多言語に対応できる通訳サービス機器等の導入など、相談環境の改善にも努めているところです。</p> <p>また、人権擁護に関する基本的な方策の各項目に基づき、安心して気軽に相談に来てもらえるよう、様々な窓口と連携を図りながら対応していきます。</p>
	14	<p>同和問題について、特にインターネットでの名前や住所などの書込みについて、この前、研修で、丹波篠山に行ったときに、市長がきちっとそういうものに対して向き合っていて消していくという、もちろん周辺の自治会も連携しながら、その職員さんの中に弁護士さんもいて、そういう人で団結して、そういうものを消していく取組みをしている。前向きな意欲がなければなかなかならない。私も原告で、東京の裁判所で裁判中なんですけど、280人からの部落の人の住所、名前を載せた旅のお供に1冊をみたいな、鳥取ループが出て売り出したのを、売らせない取組みをしたもんだから、その怒りで、パーツと拡散してここにも来たんですよ。ここにも来て、写真を撮っていた。裁判にしても当時、うちの父なんかの時代ですから、亡くなってる。地域から4人原告いるんだけど高齢で裁判に行けないので原告がいない。たまたま私に話が来たので参加することに決めた。弁護士と2回ほど面談しながら、私のこれまで歩いてきた中で、ここ勝負してと決めた。それが、昆陽小立つときに、部落の子が来るのであれば土地の提供しないという地域の人達の声があり、摂陽小学校が建設になったが、摂陽が建った中でも本当に非常にきつい保護者がいて、次に笹原中学が建つときに、また部落の子が来るんやったら勉強遅れるなど自治会ぐるみで反対にあい、現場を知らないから人の話聞くだけだから行って来いと言われた。行ったらびっくりするほどの抵抗にあった。発言させてくださいと言うと、あの人部落の人とちょっと違うね。話させてあげろと言われこんな誇れる学校だと説明をした。娘は西中学校に行っていたが、笹原中学が出来たので、西中で卒業を迎えたらよいのではと話すと、私たちが行かないと誰が部落の話をするのと私たちは主人公なのだからとその発言を裁判の中で弁護士さんがぜひ話してくれと言われたので話をした。その話を聞いた裁判長が青年の主張ですわねと言ったので、私はどういう意味ですかと怒ったら裁判官が誠に申し訳ございません、口が滑ってしまいました。と言ったんです。原告になることは大変なので、信頼したい裁判長が言った言葉に、私はモニタリングをしっかりと行政をあげてできる体制を作ってほしい。</p>	<p>一部記載修正</p> <p>(理由) インターネットモニタリング事業について、第3部の同和問題の項目中に記載しています。一部表現を補足しています。</p>

※ 紙面の都合上、基本方針案の内容を評価・肯定している意見については、記載省略しています。